

(写)

福環調第511号

平成23年12月1日

福岡市環境審議会

会長 浅野 直人 様

福岡市長 高島 宗一郎



本市における環境影響評価制度のあり方について（諮問）

本市の環境影響評価制度については、環境影響評価法及び福岡市環境基本条例の理念を念頭に、平成10年3月に福岡市環境影響評価条例を制定し、法と条例とが一体となって、より環境保全に配慮した事業の実施の確保に努めてまいりました。

環境影響評価法の施行から10年以上を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進及び情報技術の進展などの社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月に同法の一部を改正する法律が公布されました。

本市におきましても、条例施行後10年以上が経過しており、同様の課題に対応するため、法改正の趣旨などを踏まえ現行制度を見直す必要があります。

つきましては、今後の本市における環境影響評価制度のあり方について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。